

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第19号

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

墨田区立学校施設使用条例（平成13年墨田区条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分		使用料（1時間につき）	
		昼 間	夜 間
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
屋 内 運 動 場		330円	520円
教室（1教室につき）		80円	170円
校 庭		200円	340円
集 会 施 設	大	1,020円	1,160円
	小	200円	230円
柔 道 場		440円	560円
剣 道 場		440円	560円

備考

- 1 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。
- 2 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間」の使用料の額とする。
- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後の学校の施設の使用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区立学校施設使用条例の規定の例により行うことができる。